

もくじ

- 2 特集 石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例
- 6 スポーツ施設使用申込
- 7 住まいの応援事業
- 8 4/1から一部の施設使用料・窓口証明手数料などが変わります
- 10 暮らしの知っ得情報
- 11 それ、石狩市成年後見センターにお任せください!／
4月から変わります
福祉利用割引券・福祉タクシー利用券
- 12 石狩市民図書館／3月は自殺対策強化月間
- 13 いしかりっ子ひろば
- 14 ヘルシーライフ／救急当番病院
- 16 市役所からのお知らせ
- 19 石狩市教育委員会表彰／平和作品コンクール
- 20 イベントカレンダー／
りんくる健康増進室で運動を始めませんか?
- 22 募集
- 24 スポーツ教室
- 25 いしかり博物誌
- 26 まちの話題
- 28 エッセイ「制定の軌跡」

市では、障がいのある人もない人も、誰もが心を通わせ理解し合い、安心して暮らし続けることができるまちを目指しています。そのためにはまず、誰もが分かる方法で情報を伝え、受け取れる環境を整えることが大切だと考え、昨年4月1日に施行したのが「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例」です。

ところで、皆さんは障がいのある人が情報を受け取りやすくするためには、具体的にどのような配慮をしたらよいと思いますか? こうしたことを市民一人一人が知って、理解していただきたいとの思いから、新たに「石狩市障がい者情報・コミュニケーションガイドブック」を作成しました。

ここでは、ガイドブックがどのように作られ、今後どのように活用していくのかをご紹介します。ぜひ皆さんも「誰もが暮らしやすく、やさしいまち」になることを目指して、一緒に「はじめの一步」を踏み出しましょう!



特集

検討委員会で 私が強く感じたこと

私は、自閉症や発達障がいをはじめとした障がい者支援事業に携わっています。また、そのご家族と共に「P&Aいしかり」の世話人として、障がい者への理解を地域に広める活動もしています。

「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例」を制定するにあたっては、その検討委員会の委員長を拝命し、委員の皆さんと一緒に関われたことにとても感謝しています。

委員会では、委員同士がお互いの状況を理解し合いながら話し合っているように、まずは委員会自体がコミュニケーションを取るための配慮を考えながら進めることを大事にしてきたと思います。

事務局の皆さんがそれぞれの障がいに配慮して、会議資料や運営の仕方など、どうしたら分かりやすくできるのかを考え、協力してくださったことが、協議をしていく上で大きな支えとなりました。

こうして出来上がった条例や方針書の言葉一つ一つに、「誰もが分かりやすいように」と試行錯誤を重ねた委員全員の思いが込められています。

また、自分の身の周りの人が日常生活で困っていたり、気になったりしていることがないか、委員の皆さんにアンケートをとりました。その結果、それぞれの人が抱えている生きづらさが具体的に生まれ、こうした困り事を解決す

るためにはどうしたらよいかも話し合いました。最終的にこれらも条例や方針書づくりに反映されたと思っています。

この条例が制定されたことは、市民の皆さんに障がいへの理解をしていただくことはもちろん、身の周りの人の困り感や生きづらさを受け止める、お互いに配慮できるような地域にしていくなかにも、大きな意味を持つことでしょう。条例ができ、スタートラインに立ったこれからの取り組みこそが重要だと、私は強く感じています。

条例検討委員会 委員長

こうじ
金子浩治さん

(福)はるにれの里 業務執行理事。また、障がいのある人のための権利擁護と地域でのセーフティーネットづくりを目指す「P&Aいしかり(Protection&Advocacy Ishikari)」にも参画し、世話人として活動しています。



「誰もが暮らしやすく、やさしいまち」になることを目指して
「はじめの一步」を踏み出そう！

石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例

問 障がい福祉課 ☎ 72・3194 FAX 75・2270